

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)
平成 30 年3月7日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(受) 第 1700327 号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚) 第 1700232 号

第1 結論

訂正請求記録の対象者のA社(現在は、B社)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を昭和54年5月1日から昭和53年11月21日に訂正し、昭和53年11月から昭和54年4月までの標準報酬月額を24万円とすることが必要である。

昭和53年11月21日から昭和54年5月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、訂正請求記録の対象者に係る昭和53年11月21日から昭和54年5月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名(続柄) : 女(妻)

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和3年生

住 所 :

2 被保険者等の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 大正15年生

3 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和53年11月21日から昭和54年5月1日まで

C社に勤務していた亡夫(訂正請求記録の対象者)は、関連会社であるA社に異動したが、異動時期にあたる請求期間について、厚生年金保険の加入記録がない。当該期間も、異動前後のどちらかの事業所において継続して勤務していたことは間違いないので、当該期間を、厚生年金保険の被保険者期間に訂正してほしい。

第3 判断の理由

B社及びC社の回答、雇用保険の加入記録並びに訂正請求記録の対象者と同時期にA社に異動した同僚の回答により、訂正請求記録の対象者は、請求期間にA社に勤務し、厚生年金保険の被保険者となる要件を満たしていたと認められる。

一方、オンライン記録によると、A社は昭和54年5月1日に厚生年金保険の適用事業所となつておらず、請求期間において適用事業所であった記録は確認できない。

しかしながら、A社に係る商業・法人登記の閉鎖登記簿の謄本、上記同僚の回答及び給料支払明細書並びに同社に係る従業員の雇用保険の加入状況により、同社は、請求期間についても当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断できる。

また、上記同僚が所有する給料支払明細書において、請求期間に係る厚生年金保険料の控除が確認できることから、訂正請求記録の対象者も、当該保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

さらに、請求期間の標準報酬月額については、B社から提出された「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」(以下「資格取得確認決定通知書」という。)の記載内容及び訂正請求記録の対象者のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の昭和54年5月の記録から、24万円とする必要である。

なお、事業主が訂正請求記録の対象者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、資格取得確認決定通知書によると、訂正請求記録の対象者の資格取得年月日は、オンライン記録どおりの昭和54年5月1日と決定されていることから、社会保険事務所（当時）は、訂正請求記録の対象者の請求期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。